

都留市火災予防条例改正の概要

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、平成26年6月30日都留市火災予防条例が改正されました。

都留市・道志村で行われるすべての催し（※）が対象
※祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集合し、対象となる火気器具等を使用する催し



対象となる火気器具等を使用する露店等は
◆消火器の準備【条例第18～22条】 ⇒ 原則として露店等ごとに消火器を設置
◆露店等の開設届出書の届出【条例第45条】



「指定催し」

「指定催し」【条例第42条の2】

消防長の定める要件（公園、河川敷、道路等を会場として開催し、出店する露店等の数が100店舗を超える規模で計画されるもの）に該当し、かつ、対象となる火気器具等の周囲において火災が発生した場合に、人命、財産に重大な被害を与える恐れがあると認めるもの

- ◆「指定催し」は消防長が指定
- ◆事前に主催者へ通知
- ◆市民・町民の皆様に公示

主催者の義務【条例第42条の3】

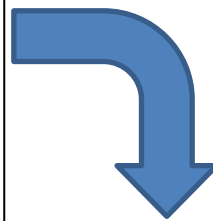
- ◆防火担当者の選任
- ◆防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、計画に基づく業務を行わせる
- ◆火災予防上必要な業務に関する計画の提出



「指定催し」以外の催し

「指定以外の催し」【自主的な取組み】

※催しの主催者は、実施計画において、自主的に安全管理を行って下さい。



防火担当者・露店等の関係者は、催し当日の防火管理者の徹底を図るとともに、消防職員が現地調査・指導を行う場合には、立会い等のご協力をお願いします。

◎詳しくはこちらにお問い合わせください

〒402-0053 都留市上谷 2-2-9 都留市消防本部 消防課

TEL : 0554-43-2341 FAX : 0554-45-1199

メール syoubou-yobou@city.tsuru.lg.jp

